

マッセ・市民セミナー

# 「障がい者制度改革の動向と今後の展望」

日時 平成23年4月14日（木）

会場 インテックス大阪 国際会議ホール



## 障がい者制度改革の動向と今後の展望

松 端 克 文 氏

(桃山学院大学 社会学部社会福祉学科 准教授)

### はじめに

今日は障がい者福祉をテーマに、バリアフリー展でもありますので、皆さんと一緒にバリアフリーやノーマライゼーションについても考えていけたらと思います。

障害者自立支援法は2005年に成立し、2006年から施行されています。民主党は当事者の意見に耳を傾け、この法律を廃止すると言いつつ選挙活動を行ってきましたが、2009年の政権交代を機に、同年12月8日に障がい者制度改革推進本部と障がい者制度改革推進会議を設置しました。その後、2010年1月から今日に至るまでの間30回余りの会議を開いて議論を進めています。

この会議の特徴は、当事者の方々が参加して、自分たちがこの社会でより良く暮らしていくためにはどのような制度やサービスが必要なのかを議論していることです。

インターネット上で資料が細かく開示され、会議のようすが動画でも配信されているなど、非常に開かれた形で議論が進められているのは、とても画期的なことだと思います。ちょうど昨年6月に第一次意見がまとめられ、その後、制度改革推進のための基本的な方向が閣議決定されました。年末には第二次意見もまとめられています。

そういった当事者が参加した会議とは別に、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」というたいへん長い名前の法律が、「障がい者総合福祉法（仮称）」という新たな法律ができるまでのつなぎの法律として出しました。

ただ、これは「改革推進会議等の議論を踏まえて」と謳われていますが、議員立法のかたちで出てきているため、この法律の評価に関しても実は改革推進会議では賛否両論が出ていて、議論が分かれています。



また、このことに限らず、当事者が入って議論していますので、決して一枚岩というわけにはいきません。一言で「障がい」と言っても、目が不自由なのか、耳が不自由なのか、肢体が不自由なのか、知的障がいなのか、あるいは精神障がいの方もいらっしゃいますし、自立支援法の改正では発達障がいの方もサービス対象とされましたので、よくよく考えてみるとたいへん多様です。

当事者の声を反映するといっても、当事者同士で意見が異なる場合もありますし、当事者とその家族で立場が異なっている場合もあります。

例えば、施設の評価をめぐる家族の中には入所型施設に対して否定的な意見が多くありますが、今の日本では実際に家族が扶養するか施設で生活するかしかならないような状態で、地域移行を進めるべきだという意見もある一方で、「地域、地域」と言うけれど、本当に安心できるのか、単に出せばいいわけではないという反対意見もあり、なかなか一つにまとめ切れていないのが現状です。

先ほど述べた障害者自立支援法改正についても、取りあえず必要だという意見もあれば、認められないという意見もあり、分かれているわけです。

今後の展開としては、障害者基本法を抜本的に改正するという作業を今年度中にしていくことになっています。今、その改正案が出てきていますが、非常に大胆な内容で、例えば改正案の第3条では地域社会における共生についてまとめられています。それから、障がい者を定義する際、普通、障がいとは体の特徴で、医学的にどのような機能上の障がいがあるのかという形で規定されるわけですが、それだけではなく、どんな社会で暮らしているかによって障がいによる不便さや不自由さは変わってくるという障がいの「社会モデル」といわれる考え方も存在します。社会との関係の中で障がいが決まるとすると、法律上の定義にも当然それを含めるべきで、障害者基本法の改正案では第2条に「社会的な障壁」という表現を入れています。社会側のバリアが障がいのある方の生活を余計にたいへんにしているということで、身体機能の面からだけでなく、社会生活上の困難さにも着目して障がいの定義づけをしているわけです。

また、後ほど触れますが、2013年（平成25年）をめどに、差別の禁止に関する法律を制定するという方向で議論が進んでいます。それに先立ち、障害者基本法の改正においても差別を禁止すると謳っています。

ここでの重要なキーワードは「合理的な配慮」です。

障がいがあれば、社会生活を営むうえで、いろいろな生活の場面である種の不自由さを被ることは当然見当がつきます。日本でもバリアフリーが進み、今や多くの場所が車いすの方が利用しやすくなっていますが、車いすの方は段差があると困るとわかっているのに、それに対して何ら対応しない場合、合理的な配慮を怠っていることになり、それ自体が差別だというわけです。これはとても画期的なことです。

障がいがあることで生じる不自由さは、本人の責任でも何でもありません。ですから、社会としてその不自由さに対して適切な配慮が必要です。それは社会の責任であり、怠ると差別になるという規定が改正に伴って盛り込まれる予定です。

障がい者制度改革についてさまざまな議論が進む中、理念的にいうと、基本的なところが今後いかに具体化されていくかという部分がポイントだと思います。ただ、例えば知的障がいのある方への合理的配慮という場合、いろいろな症状がありますので、何をもって合理的配慮と言うかは難しい問題です。合理的配慮を怠ると差別だという考え方には合意できたとしても、では何をもって合理的配慮とするのかについては、今後、私たちみんなで考えていかなければならない問題だと思います。

今、国ではとても大切な議論がなされています。

私は動向を知るためにいつも資料をプリントアウトしていますが、改革推進会議関係の資料だけでも相当な量になります。関心のある方は、プリントアウトまでしなくても、是非、注視するようにしてみてください。

## 1. 障害者自立支援法の何がどう問題だったのか？

障害者自立支援法については、この法律ができる前から私は反対していました。

良くないと思う点の一つに、「財源不足と『構造改革』という時代の空気」があると思います。ちょうど小泉政権のときにこの法律ができています。小泉元首相と今の大阪府知事には、ハッキリものを言うという共通点がありますが、ハッキリものを言えば社会が良くなるわけではないと思います。そもそも小泉さんは郵政改革という構造改革を行い、できるだけ国の役割は小さく、民間に委ねられることは民間に委ねるというイギリスのサッ



チャリズムやアメリカのレーガノミクスのような、一般には新自由主義といわれる政策をとっていました。資本主義社会が発展してくると、個人の自己責任では回らないので社会保障制度を充実させる必要がありますが、逆に社会保障が充実し過ぎると社会は停滞するというを前提に、もう一度、個人の責任や競争、効率を重視した社会に変えていこうとしたのです。もちろんこれにも賛否両論あるのですが、少なくともそのような路線の中で障害者自立支援法ができました。

二番目に挙げられるのは、「『自立』支援という欺瞞」という問題です。

自立支援という表現自体は、自立を支援するわけですから、悪いとは思いません。ただ、この法律は、当時から野党が反対していたにもかかわらず、郵政改革で自民党が3分の2以上の議席を獲得していたために強行採決してできたもので、1割自己負担等のさまざまな問題があり、できてからも相当大きなクレームがありました。

当時の自民党議員の中にも、強行採決をしながら、これほどひどい法律とは思わなかったと言っている人も多く、できてすぐに1,200億円というお金を付けて自己負担を軽減するなどの特別対策がとられました。

何が一番良くないかという、「能力」と「適性」に応じて自立を支援するという部分です。

例えば、車の運転をするとすると、それにふさわしい能力なり適性があるかを見なければなりません。最近、認知症の高齢者が車を運転して高速道路を逆走することが問題になったりしています。車の交通量が少ないとうっかり反対車線に行ってしまうことがあるかもしれませんので、これは認知症の方に限ったことではありませんが、やはり車の運転には適性の判断が必要だと思います。注意深い人間から注意散漫な人間がいる中で、私のような注意散漫な人間は車をぶつけてしまうことも結構あります。

以前、細い道で対向車とすれ違う際、道が細くなる手前で対向車を待っていたのですが、相手は最も道の細い所で止まってこちらを待っていたので、気が弱い私はそれを無視しては申し訳ないと思って細い道を進み、すれ違う直前で車を止めてクラクションを鳴らし、手を上げて「ありがとう」と意思表示してアクセルを踏んだ途端、溝に落ちてしまったということがありました。これも適性でいえば、私はあまり運転には向いていないということになると思います。

このように、運転には能力や適性が必要ですが、自立を支援するために、能力や適性は必要なのでしょうか。これはつまり、当事者の能力や適性に沿って支援すると言っているわけですが、実際、自立支援法の下で施設サービスの日中活動が「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」に再編されました。私はこれが一番問題だと思っていて、今、自立支援法は廃止すると言っていますが、施設のこうした再編に関しては今後もあまり変わらないのではないかと考えています。

障がいのある方の日中サービスを単純に介護か就労支援か自立訓練かに分けてしまうこと自体がおかしいのです。

昨年12月の法改正で「能力及び適性に応じ」という部分は削除されましたが、単に言葉だけを削除すればいいわけではありません。介護度や就労の能力や適性に応じて施設の活動メニューを分類するといったところはそのまま維持されているのです。障害の程度によって「あなたは生活介護」、「あなたは就労継続」、「あなたは就労移行」といった分類の仕方はやはりおかしいと思います。

私はもっとアバウトな日中活動の場にして、一人ひとりの条件に応じて支援していくべきで、例えば「生活介護」に分類されるような方が就労をめざすことや「就労移行支援」に分類されるような方が「就労継続」の日中活動の方が本人に合っているというようなことがもっとあってもいいはずだと思っています。

三番目は、「拙速な議論と当事者不在」という問題です。

こうした批判を踏まえて、今回、改革推進会議の下に総合福祉部会を置く形で当事者の方が入って議論するようになったわけです。2003年には措置制度であったものが支援費制度に変わり、枠組みは措置制度とほぼ一緒のまま、本人が事業所と契約を交わして、必要に応じて支援費を支給する形になりました。

これまでのいろいろな日本の福祉制度を利用する仕組みの中で、支援費制度が最もシンプルで分かりやすく、よい制度だと私は思っていたのですが、これが2003年にできてから、ホームヘルプサービスを中心に予算を大幅に上回るお金が必要になり、初年度で127億円、2年目で約260億円の赤字になってしまいました。必要に応じてサービスの支給決定をするということで、定員が決まっている施設の場合、経費が予算を上回ることはあまりありません



が、ホームヘルプサービスは潜在的な利用者がたくさんいますし、一人がどれだけ使うかもなかなか推計できないため、当初の予算を大幅に上回ってしまったのです。

2003年に支援費制度ができた時、当時のパンフレットに「21世紀を展望する素晴らしい制度だ」と厚労省も謳っていましたが、その年の暮れにはこれではもうもたないということになり、2004年に障がい者保健福祉のグランドデザイン案が出されました。これが自立支援法の基になる考え方です。そして、それからわずか1年で自立支援法が強行突破で成立したのですが、まさに拙速といわざるを得ません。かつてないほどの大改革を、制度の影響を最も受ける当事者の意見を聴くことなく成立させてしまったわけですが、意見を聴いていたら反対されることがわかっていたために数の力で強硬に法律を作ったのでしょう。

四番目は「応『益』負担と違憲性」です。

応益負担とは、実際、定率負担という表現になっているもので、介護保険の1割自己負担のように、受けたサービスに応じて利用料を払いましょうというものです。自立支援法はもともと介護保険との統合を意図していたため、障がいの程度区分を介護保険に合わせ、無理やり1割自己負担にしたわけです。これに対しては、全国的に違憲訴訟が起きました。最終的には和解しましたが、政権交代がなければきっとまだ裁判が続いていたと思います。民主党政権になったことで、障がいの当事者を含めて新しい制度を作りますという形で基本合意を交わして、和解が成立しました。

二大政党制で政権交代が頻繁にあるような海外の国であれば、それに伴って国の方針が変わるわけですが、日本は実質ずっと自民政権でしたので、このような国の方針転換は異例だといえます。

五番目は「低い報酬単価と経営難・人材難」という問題です。

自立支援法と介護保険をセットだと考えると、結局はサービスを利用する人の障がいの程度あるいは介護度とサービスの種類に応じて報酬単価を決め、サービスを支給する構造になっているので、サービスの総額を抑えるためには報酬単価を抑えるしかなくなり、介護保険でも自立支援法でも報酬単価を基本的に低めに設定することになります。その結果、働く側の待遇悪化につながっていくわけです。

2000年に介護保険が導入されてから、特別養護老人ホームや介護老人保健



施設で働いている多くの人の待遇が基本的に悪くなっています。

措置制度の時代は正規雇用が当たり前でしたが、介護保険の時代になると常勤換算で人が雇えるようになり、2003年の改定で施設系のサービスの報酬単価が低く抑えられてしまいました。それ以降、基本的には、介護保険導入の時点で人件費を抑え、最初の3年の改定でガクッと抑えられる形で、介護現場を中心に職員の待遇が悪くなっています。

障がい系も、支援費制度のときはそうでもなかったのですが、自立支援法になると個々のサービスの報酬単価も下がり、さらに一日ごとの利用者の人数に応じ手報酬を計算するという日額制の算定方式に変更されたためにひどい状態になっています。1日に利用者が何人いるかで計算するようになるので、例えば50名の施設で1日目は50名、2日目は40名だとすると、2日目は支援費が10名分減額されてしまうのです。職員側も利用者数に合わせて数を調整できるのであればわからなくもありませんが、実際は利用者の定員に応じて各施設で職員を採用していますので、利用者数の増減によってお金が左右されてしまうと、職員の人件費を切り詰めることになります。その結果、自立支援法になってからどこでも1割ぐらい減額になっていて、多いところでは3割も収入が減ったと報告されています。そして職員の待遇が悪くなり、福祉で働きたいという人たちが急激に減少するようになっていったのです。

こうしたことを踏まえ特別対策等でつぎはぎ的に補助金が出されていますが、障害者自立支援法は成立当初から基本的にこのような問題を抱えながらスタートし、今、改革推進会議の議論を受けて新しい法律の制定に向けて動いているわけです。

## 2. 福祉国家について

### 2-1. 福祉国家レジーム（政治体制論）

ここからは基本的な理念の話をしていきます。

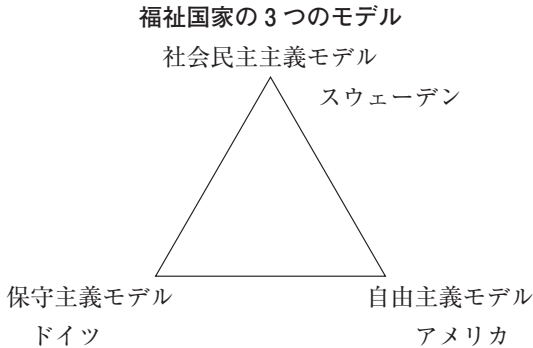
実は、日本もアメリカもスウェーデンもデンマークもイギリスも、国家が責任をもって国民の生活を保障するという広い意味で資本主義社会経済のシステムを取っている「福祉国家」です。

エスピン＝アンデルセンの福祉国家の分類では、「脱商品化」指標と「階層化」指標という二つの指標を用いて福祉国家を分類しています。資本主義



社会とは、労働力商品として自分を売って賃金を得る社会ですから、「脱商品化」とは働かなくてもどれだけ食べていけるか、働けない事情があったときにどれだけ食べていけるかを意味します。

一方「階層化」は、社会保障の制度がどれだけ社会階層を固定化するかという指標です。



例えば、スウェーデンやデンマークといったスカンジナビアの国は、社会民主主義レジームともいいますが、社会民主主義モデルに分類されます。

これは脱商品化の指標が高く、階層化が低いので、働けなくなったときにしっかり食べられる、平等性が高いというモデルです。スウェーデンやデンマークでは子どもが2歳ぐらいになるまで育児のために有給で仕事を休むことができ、2歳になると無料で保育所に入ることができます。ですから、日本では保育所の待機児童が問題になっていますが、スウェーデンやデンマークではあり得ないことなのです。但し、税金が高く、まず所得の3～5割を税金として納めています。それから、消費税率は25%です。その代わりに、保育でも教育でも医療でも福祉でも、いわゆる社会サービスといわれる公共サービスに関しては、原則無料か極めて低額で良質のサービスが利用できるのです。

社会サービスにはお金はかかるのですが、税金を安くしておいて、何かあったときにその都度財布からお金を出して利用する方がいいのか、あらかじめ社会としてお金をプールしておき、社会的に対応する方がいいのかということで、北欧の国はまず社会的にお金を取って、そのお金で公共的なサー

ビスを提供しているわけです。

私も何度かスウェーデンやデンマークに行っていますが、彼らは基本的に負担という感覚ではなく、国に投資しているという感覚をもっています。それだけお金を払っているのだから、保育所で入所待機が発生したり、サービスが必要なのにヘルパーがいないということはありえませんが、あってはならないことだと考えられており、そのような価値観のもとで政策・制度の充実が図られているわけです。

今、日本で脱施設化、地域移行の話が進んでいますが、スウェーデンでは法律で施設の廃止を決めています。その代わりに、税金を財源にしてグループホームを造り、一人暮らしができる住居を確保をして、ヘルパーなりデイサービスをきちんと整えているわけです。その意味では、スウェーデンやデンマーク、それからフィンランドは子どもの学力が世界No.1だということで教育でも注目を集めていますし、ノルウェーも含めて、社会の仕組みとして北欧は大いに参考にすべき点があると思います。

スウェーデンやデンマークは、女性も男性も8～9割が働いていて、女性の職場は圧倒的に福祉系が多くなっています。

そうやって働いて税金を納め、消費すると25%の消費税がかかりますので、税金を取るけれど、それが社会サービスで使われ、社会サービスを実際に支援する人のお金（人件費）になって、また税金を払って…という形でうまく循環しています。

今、菅首相は極めて評判が悪いようですが、菅首相が言っている「強い財政・強い社会保障」というのは結構北欧的です。私は財政の専門家ではありませんが、仕組みとして日本ももっと真剣に参考にしてもいいのではないかと思います。

小泉さんがとった政策はまさにアメリカ型でしたが、アメリカは「脱商品化」が低く、「階層化」が高い自由主義モデルに分類されます。アメリカは市場の原則の下に自己責任で考える社会です。オバマ首相はどちらかという社会民主主義的な改革を行おうとしています。年金改革、医療保険改革をしようとしても、根強い反対運動があります。自主独立の精神を持っているから、国に過剰にお世話になる気はないという信念の方が多いようです。その意味では、まれにアメリカンドリームもありますが、働かないと食べていけませんし、貧富の差が大きく存在している国だといえます。

三つ目の保守主義モデルが当てはまるのはヨーロッパの大陸国です。

ドイツもフランスも社会保険を原則としていて、国民負担率がとても高いのですが、その内訳がスウェーデンやデンマークとは異なり、スウェーデンなどでは大半が税金なのに対して、ドイツやフランスでは多くが社会保険料で占められています。日本でもドイツをまねているため似たような仕組みがありますが、保険料だと農業従事者、大企業の雇用者、公務員という形で、その人の仕事によって保険の仕組みが変わってしまいます。

従って、スウェーデンやデンマークほど仕事ができないときには保障されないけれども、アメリカほどはひどくはないという意味で、「脱商品化」のレベルが「中」になっています。

一方で「階層化」が高いのは、階層が固定化される傾向が強いです。

例えば、ヨーロッパの大陸国でも南に行くほど専業主婦層が多い傾向があるのですが、日本でも年収100万円ぐらいで税金を払うか払わないか、140万円ぐらいで保険料を払うか払わないかということで、もっともらえたらいいけれど、中途半端にもらうとかえって税金や保険料を払うことになって手取りが減るため、夫が正規雇用で働き、妻は専業主婦でアルバイトに出て100万円ぐらいまでの収入を得る傾向にあります。

年金未納問題でも、サラリーマンの妻は第3号被保険者で夫が払っていることになっているため、保険料を払わなくても年金が付与されます。その意味では、日本の社会保障制度は、社会階層を固定化して専業主婦を後押しする仕組みになっています。ただ、今の日本では雇用状況が崩壊し、男性が一人で家族を養うほど収入を得られなくなっているため、女性の社会参加、就労機会が増えてきていますが、仕組み的にはその様なイメージになります。

以上、三つのモデルを三角形で表すと、日本は保守主義モデルと自由主義モデルの間ぐらいに位置するモデルになります。

保守主義モデルと自由主義モデルの間で、小泉改革が象徴的であったようにアメリカ型の自由主義モデルを志向しているような状況です。今後は、障がい者の福祉サービスを充実させていくうえでも、少々税金が高くなってもきちんと社会サービスが充実していくための仕組みを考えなければなりません。

改革推進会議の議論では理念が先行し、財源的裏付けがありませんので、いざ具体的なサービスや制度が保障できるかとなると、相当尻すばみになりかねません。それを考えると、財源の話が必要になってきます。

## 2-2. スウェーデン・モデルの特徴

スウェーデン・モデルで大事なのが、「見える政治・開かれた政治・わかりやすい行政」が特徴としてあげられることです。北欧であれば高い税金を払えるのも、その使途がオープンにされているからなのです。

日本で福祉を充実させるために税金を多く取られてもいいかと聞くと、「イエス」と答える方が多いのですが、それでも反対するのは、徴収された税金の使い道が不透明だからです。ですから、税率を上げるのであれば、自分たちが払った税金がどこでどう使われているのかをオープンにしなければなりません。今回の東日本大震災でも、多くの方が募金を行っています。「困ったときはお互いさま」という思いはみんなにあるわけです。ただ、その善意がどこでどう消えていくかが分からなければ、消極的にならざるを得ません。

ですから、基本はいかに開かれるかで、税率を上げることは払った税金がどこでどう使われているか分かる仕組みとセットでないと難しいでしょう。

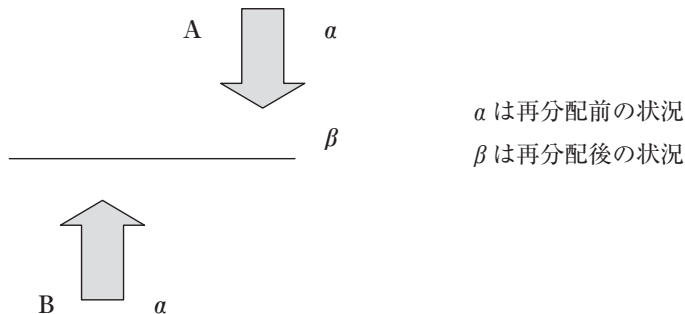
## 3. 「平等論」再考

スウェーデンでは所得税としてそれなりの給料の人であれば3割は確実に取られますし、所得が多めの方だと半分ぐらい取られます。その上に消費税が25%ですから、何もかもに税金を払っているような感じですが、なぜそれほど高いのでしょうか。

AとBという二人の人がいて、仮にAさんが年収1,000万円、Bさんが年収0円とすると、それではBさんは生きていけませんので、われわれの社会では収入のある人から幾らか税金を取って所得を再分配する仕組みが取られていることを示しています。なお、 $\alpha$ は再分配前の状況、 $\beta$ は再分配後の状況ですが、スウェーデンやデンマークでは、再分配の割合が限りなく500万円・500万円に近づきます。できるだけ多く取って所得のない人に分配する仕組みのため、平等度が非常に高いのです。

日本では母子家庭の貧困のリスクが問題になりますが、スウェーデンではきちんとした扶助があり、お母さんも働きやすいようになっています。就職の際に母子家庭を理由に差別されることもありませんし、子どもの保育に関しても公費でちゃんと賄ってもらえるので、日本のような母子家庭の家族が貧困に陥るリスクはありません。

図 自由の平等の分配



(立岩真也『自由の平等－簡単に別な姿の世界－』、岩波書店、2004より)

では、一体どの程度までわれわれは負担できるのでしょうか。

通常、このような図を見せられると、われわれはAの立場（所得がある方の立場）でものを考えがちです。学生に同じ話をしても、学生もAのつもりでいるので、1,000万円のうちどれだけ取られてもいいか、100万円ならいいか、200万円ぐらいまでは大丈夫という話になるわけです。

最近は書店に行くとピーター・ドラッカーとマイケル・サンデルの本がたくさんありますが、今ちょうどマイケル・サンデルの『これからの「正義」の話をしよう』という本が出ています。アメリカの政治思想で言うとサンデルはコミュニタリアニズム（共同体主義）というコミュニティや共同体を重視する立場に分類される人ですが、これに対してリベラリズムという自由を重視する立場があって、その中でも特に経済的な自由を重視するリバタリアニズムという立場もあります。

リバタリアニズムを主張する人をリバタリアンといいます。その発想でいうと、そもそも私が働いて稼いだ1,000万円は私のもので、私から政府が無理やり税金を取るとはそれだけの自由を奪われていることになりその分、奴隷のように強制労働をさせられているに等しく、税金を勝手に決めて取ることは自由の侵害だという考え方になるわけです。確かにそうした考え方であれば、いかに税金を払わなくていいようにするかと考えてしまいますが、もし自分がBの立場であればどうでしょうか。

税金を取られることは自由の侵害だといいます。もし自分の所得がゼロ、もしくはそれに近い状態であれば、自由以前に、生存さえ危ぶまれるわ

けです。それを考えると、自分がBの立場になるリスクも冷静に考えてみる必要があります。

特に今の日本の経済状況では、大学を卒業しても就職できない新卒者が結構ありますし、やっと就職できたと思っても、解雇されたり、会社自体が倒産したりといったこともありますから、Bになる可能性もあるわけです。自分がBの状態になることを考えると、当然、一定の再分配、つまり、具体的には生活保護の制度やその他福祉関連サービスを受けることを求めると思います。そういう社会でないと、安心して生活していけないわけです。

リベラリストである『正義論』の著者であるジョン・ロールズは、「無知のベール」という概念の下、私たちがどこの誰で、男か女か、体力があるのか、勉強ができるのかといったことが何も分からない状態でいた（無知のベールの下にいた）ときにどんな制度を求めるか、という仮想状態を設定しています。その場合、まずは自由に行動することを求めるだろうとっています。

もう一つ、「できる人／できない人」、「もうける人／もうけられない人」などで格差ができるけれど、自分が「できない人」や「もうけられない人」になる可能性があるので、この格差は最も貧しい人がそれなりに暮らしていけるような意味での格差でないといけない、弱い人が死んでしまうような格差をわれわれは求めない、なぜなら自分がいつその立場になるか分からないからだといった議論を展開しています。

マイケル・サンデルはロールズの想定するこうした無色透明な個人を「負荷なき個人」として概念化したうえで、それは実際には存在しえず、私たちは常にそれぞれの国や地域などの共同体に属しており、その共同体なかで共有されている「善きこと」や「正しきこと」に規定されて生活しているといった観点から反論しているのですが、ここでは省きます。

話を戻しますと、ロールズの正義論は福祉国家的所得の再分配政策を後押しする思想で、所得の再分配や平等でいうと、一定のお金があるときはきちんと負担する代わり、そうでないときには権利としてサービスを受けられる仕組みの必要性を提示しています。

スウェーデンやデンマークはまさにそういう社会設計で、「福祉の充実が勤労意欲を低下させ、経済の停滞を招く」といった通説とは裏腹に、福祉が充実している上に経済も好調で、学力も高く、社会の変動も少ないなど一番

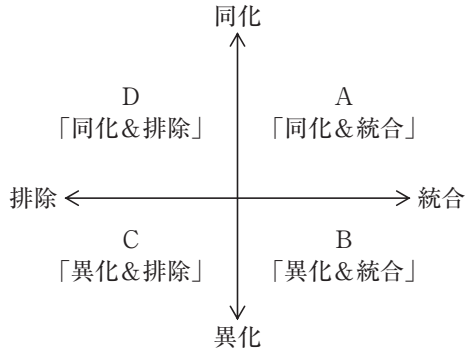


安定した社会だといえるわけですから、私たちが北欧のような社会設計を考える必要があるのではないのでしょうか。

#### 4. 障害学 (Disability Studies) による「障がい」の捉え方

障害学 (Disability Studies) については、日本でも学会があり、さまざまな主張が存在しています。その一つとして、障がいと同化・統合・異化・排除の関係についてお話ししたいと思います。

図 障がいと同化・統合・異化・排除の関係



図では、縦軸に同化と異化、横軸に統合と排除を取っています。

障害学とは、障がいを障がい者福祉や障がい児教育という形で考えるのではなく、障がいそのものの意味を考える学問です。

障がいがあるということは、図の4象限のうち、Cの「異化&排除」にあたります。障がいがあるということは、違いがあるということになり、しかも、それはどちらかというマイナスの違いで、結果として排除されやすいというわけです。

例えばIQは100を標準に考え、それより高いと賢い、低いと知的障がいがあるといわれます。真ん中を標準にすると、やはり障がいがあることはどうしてもマイナスの側面を帯びることになり、結果として排除されやすくなるのです。

通常、目指されるのはAの「同化&統合」です。

障がいのある人の就労支援は、まさに障がい者が働ける社会を目指すわけ



ですから、同化が必要になります。ただ、これまではせっかく障がいのある方が働けるようになって、経済状態が厳しくなると真っ先に解雇され、職場の配慮が足りないために特に知的障がい、精神障がい、発達障がいの方は人間関係がうまくいかず、辞めざるを得ない状態に陥ってきました。

一生懸命に同化の努力をしても、結果的に排除されてしまってDの「同化&排除」になってしまう事例はたくさんあります。ですから、戦略としてはAの「同化&統合」を目指すと同時に、Bの「異化&統合」、違いがあるなら違いがあるままで統合していける道を考えてはどうかと思います。

私自身はこの「異化&統合」をもっと考えてもいいと思っています。

例えば障がいのある人の就労支援でいうと、面接の時にはきちんとあいさつができて自己紹介ができることを求められますが、自閉的な傾向が強くと相手の目を見て話せない、緊張した空間をとともストレスに感じる人に、無理やり面接してもらう必要があるのでしょうか。

つまり、どんな人かわかってもらって、その人に合う仕事があるのであれば、わざわざ形式的な面接をする必要もなければ、目を見てあいさつをする必要もなく、その人にはその人の仕事をもくもくとやってもらえばいいわけです。これがまさに「異化」、違いがあるのであれば、とことん違いがあるままでということです。

いろいろな性格の方がいますので、違いがあるままで生きていけたらどれだけいいかわかりません。明るい方と暗い方では概ね明るい方が選ばれるようですが、実際は暗くておとなしくてもいいと思います。履歴書に「暗くておとなしいけれど、仕事はしっかりします」と書いてあるとかえて特徴的だと思いますが、学生はまずそうは書きません。「違いを認める」というのは簡単ですが、特に日本の社会では同化の圧力があり、一緒であることを求めてしまっているからこそ、生きにくい社会になっている面もあります。

やはり障がい福祉を考えると、違いがあるままで、それでも社会の中で生き生きと生きていける状態をわれわれはもっと考える必要があると思います。

## 5. 福祉を考えるうえでのいくつかの課題

次に自己負担についてです。

自己負担について賛成する人の理由には、①自己負担をすると権利が明確



になる、②モラルハザードが防げる、③少しでもお金をもらえれば全体の経費のいくらかが賄える、という三つがあると思います。

逆に自己負担の反対派の主張は大きく二つで、①所得が十分ではないのに負担させるのはおかしいという主張と、②そもそも負担はよくないという主張です。

所得が十分でないのに負担はおかしいという人は多いのですが、それは言い換えると、お金があれば負担してもいいのかという話で、私はそもそも福祉系のサービスに自己負担は要らないと思っています。まさにスウェーデンやデンマークがそうで、その代わりに、みんなが税金を払ってみんなで社会を支えているわけです。

例えば、ヘルパーを使って何をするかという食事をしたり、トイレに行ったり、お風呂に入ったり、買い物をしたりと、ごく当たり前のことをするだけです。もし障がいがいなければ一人でできることです。

たまたま障がいがあるから支援が必要になるだけで、これは決して本人の責任でも何でもありません。私たちが生きていくうえでは、いつでもどこで何が起こるか分かりませんから、いろいろな状態があり得ます。そのときに、お互いにお互いを支えていく。現に今の震災でもさまざまな支え合いの活動がおこなわれていますが、障がい者福祉も同じです。高齢者介護も基本的に一緒で、いつも一人で何でもできるわけではないので、何かあったときにはお互いに支え合えばいいのです。

ですから、トイレへ行くために自分でヘルパーにお金を払わなければならないという状態はおかしいと思います。そもそも当たり前のことをするわけですから、それに関しては社会としてみんなで負担する方が、考え方としてもすっきりするのではないのでしょうか。

また、社会との関係の中で障がいの問題が生じてきますので、障がい者の運動についても論じています。私たちは生き方を考えるときに、自分らしさとは何かなど、自分の内面を見る傾向がありますが、自分の内面をいくら見ても、置かれている状況は変わりません。障がいのある方がより良く生きていこうと思うと、その人が暮らしている社会との関係が変わらないことには何も変わりません。障がいのある人たちが時には過激と思えるような主張をして闘ってきたのは、社会との関係の中で自分たちの生きやすい社会を目指してきたからです。

## おわりに

障がいのあるなしにかかわらず、私たちが社会の中でよく生きていこうと思うと、生きていきやすいような社会に変えていかなければなりません。

その社会とは何なのかということを、みんなで議論しながら考えていく必要があるのです。

マイケル・サンデルが今注目を浴びているのは、まさに社会のあり方を考える議論を展開しているからで、障がい者改革推進会議で議論されていることも、もっと広い国民的な議論にする必要があります。「当事者の闘いから国民的連帯へ」と書きましたが、これはつまり、当事者が参加して議論しても、それだけではいつまでたっても社会は変わらないということです。やはり私たちが国民的に考える議論にしなければいけません。

実は、障がいのある人の生活を考えることは、私たちの社会のあり方を考えることになります。バリアフリーがどんどん進めば、私たちも暮らしやすい社会になります。バリアフリーは一つの側面にすぎませんが、私たちがより暮らしやすい社会を考えて、例えば障がいのある人に対する「合理的配慮」とは何かといったことについてもっと議論する必要があると思います。

私は今、大阪府の第4次障がい者計画（仮称）検討委員会で委員長をさせていただいています。今まで障がい者のサービスは行政と障がいの当事者とのやり取りで考えるようなところがあったのですが、実際、私たちが暮らすためには、①地域やまちで過ごす、②学ぶ、③働く、④心や身体、命を大切に、⑤楽しむ、⑥人間（ひと）としての尊厳をもって生きる、といった「生活場面」にかんがみの方がいいと考えています。これを当事者の目線から、障がいのある人が地域で暮らすとはどんなことかという目線で考えていくと、単に国や府や市に対して要望してサービスを勝ち取るだけでなく、当然、制度やサービスを充実させる必要もありますが、それにプラスして、私たちがより暮らしやすい社会、地域とは何かを考える必要があると思うのです。そのような視点で考えていこうと、今はまだ手探りの状態ですが、六つの生活場面から検討を行っています。

長くなりましたが、これで私の話を終わります。どうもありがとうございました。